

クルーズ客船の入港に伴うポートチャージの減免に関する要綱

神戸市港湾局

平成 12 年 4 月 1 日決定

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 3 月 29 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、港のシンボルであるクルーズ客船を数多く誘致し、国際都市神戸及び神戸港のイメージアップを図り、観光資源としての港を活性化するとともに、市民に親しまれるみなとづくりを進めるため、寄港地決定の際の大きな要素の一つであるポートチャージの減免を行なうことを目的とする。

(対象客船)

第 2 条 減免の対象となるクルーズ客船は、国際航路に就航することができるクルーズ客船とする。但し国際定期航路客船（フェリー含む）は除く。

(減免対象ポートチャージ)

第 3 条 減免の対象となるポートチャージは、前条の客船が神戸港に入港した場合に、船会社又は船舶代理店が本来神戸港に支払うべき、次に掲げる料金とする。

- (1) 入港料
- (2) 岸壁使用料
- (3) 旅客乗降用渡橋使用料
- (4) 船舶給水料のうち作業料を除いた部分

(減免額)

第 4 条 減免額は、以下の各項のとおりとする。但し、当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

- (1) 寄港 1 回につき、着岸時から 48 時間までの前条第 1 号から第 3 号に掲げるポートチャージとして本来市に納付すべき額の全額
- (2) 前条第 4 号に掲げるポートチャージとして本来市に納付すべき額の半額

(初入港船に対する減免)

第 5 条 初入港のクルーズ客船にあつては、初入港寄港中に要する第 3 条第 1 号から第 3 号に規定するポートチャージについて、全額を免除する。

(事務手続)

第 6 条 減免を受けようとする船会社又は船舶代理店は、次に掲げる「クルーズ客船に対するポートチャージ減免申請書」を市長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。